

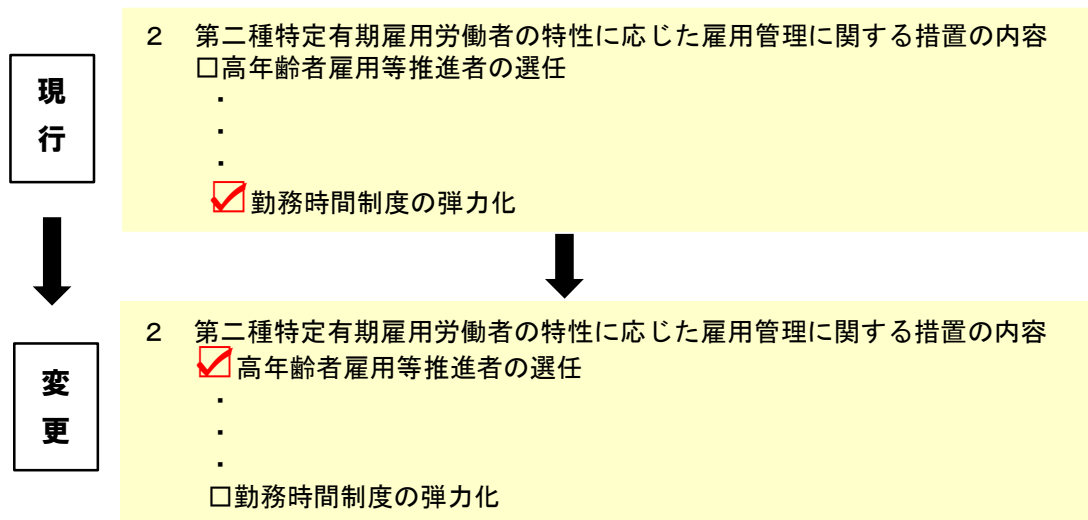
第二種計画認定を受けた方へ

重要!

次の①又は②のように、認定された計画に変更が生じた場合には、計画の変更申請が必要です。

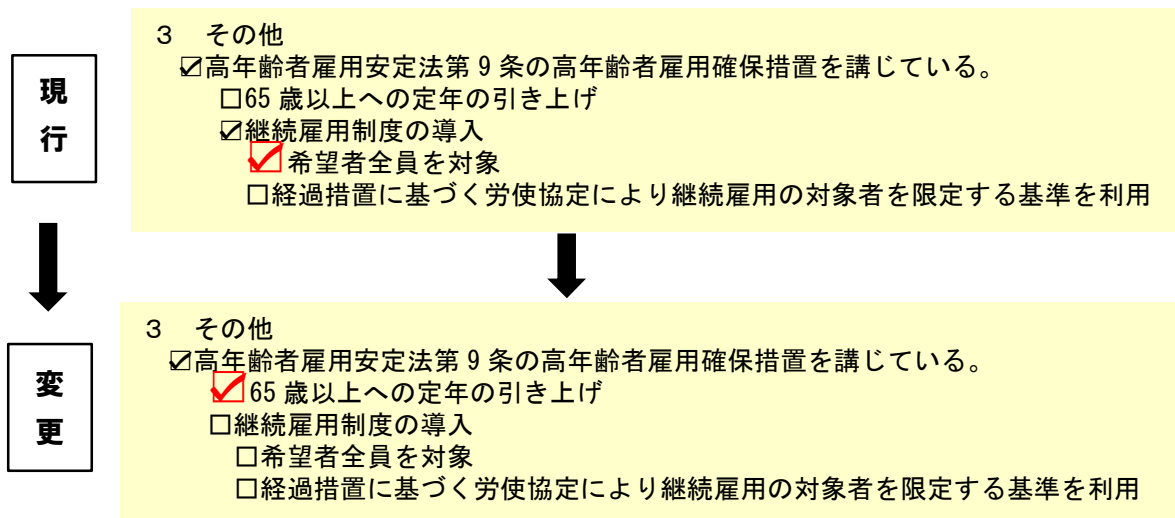
① 申請書において雇用管理に関する措置の☑の箇所を変更した場合

(例：勤務時間制度の弾力化の措置で認定を受けていたが、高年齢者雇用等推進者の選任の措置をとることとした。)



② 申請書において高年齢者雇用確保措置の☑の箇所を変更した場合

(例：60歳定年で65歳まで希望者全員を再雇用していたが、定年を65歳に引き上げた。)



※但し、法人名・法人所在地等に変更（変更申請不要）が生じた場合、企業再編等が生じた場合は下記までご連絡下さい。

★ 認定通知書の再交付はできません。保管には十分ご留意を！

上記内容に関するお問い合わせは 

愛知労働局 雇用環境・均等部 指導課
有期特措法担当まで

〒460-0001 名古屋市中区三の丸 2-2-1
名古屋合同庁舎第1号館 8階
電話 052-857-0312

郵送物についてはこちらまで

〒460-8507 名古屋市中区三の丸 2-5-1
名古屋合同庁舎第2号館 2階